

令和 8 年 5 月 1 9 日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

民間競争入札実施事業

原子力科学研究所施設清掃業務請負契約の実施状況について（案）

1. 事業の概要

(1) 経緯

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）の「原子力科学研究所施設清掃業務請負契約」については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成 18 年法律第 51 号）に基づき、令和 6 年度から公共サービス改革基本方針に従って民間競争入札を実施しており、現在実施している事業は 1 期目である。

(2) 業務内容

本業務の内容は、原子力科学研究所構内及び構内諸施設の維持・保全のため、通常清掃、定期清掃、管理区域内清掃及び屋外清掃等作業を実施するものである。

(3) 契約期間

令和 6 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日（3 年間）

(4) 受託事業者

株式会社アトックス

(5) 実施状況評価期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（2 年間）

(6) 契約金額

352,800,000 円（税抜）

(7) 契約相手方決定の経緯

本業務にかかる落札者の決定は、最低価格落札方式により実施することとしており、実施要項及び入札説明書に基づき応札希望者（3 者）から、令和 6 年 2 月 2 日までに提出された技術提案書について、本件に係る技術審査を行った結果、要求事項をすべて満たしていた。同年 2 月 22 日に 2 者が応札し開札した結果、最低価格落札方式により予定価格の範囲内で最低価格を提示した株式会社アトックスを落札者として決定した。

2. 市場化テストの実施について

(1) 選定の経緯

本事業は、直近の 2 契約において不落随意契約が続いていることから、競争性に課題があるとして、公共サービス改革基本方針（令和 5 年 7 月 4 日閣議決定）において市場化テストの対象事業として選定された。審議対象となる今期が市場化テスト第 1 期である。

(2) 市場化テストにおける取り組み

本事業は、直近の2契約において、複数者からの入札があるものの、予定価格内の入札がないことから不落となっている。そのため、第1期の入札においては、予定価格内での適正な調達が行われるよう、事業者へのヒアリングも踏まえて、事業内容の見直しによる予定価格の適正化や、事業の詳細な情報の開示を行った。

1) 事業内容の見直し

- ・構内全施設の清掃頻度の見直し（清掃面積に換算して約2割減）を実施

2) 事業の詳細な情報の開示

- ・要員体制の例、処理すべきごみの分量の目安、1月あたりの延べ清掃面積、構内施設配置図を開示
- ・資格要件（作業責任者認定制度現場責任者）について、1名の保有で足りる旨を明記

3) その他

- ・過去説明会に参加した事業者に対し、応札しなかった要因についてヒアリングを実施
- ・入札参加グループによる入札が可能である旨を明記
- ・従来の説明会を見直し、現地説明会及び東京都内における説明会を実施
- ・他拠点での入札参加者等に対して声掛けを実施

3. 確保されるべき対象業務の質の達成状況及び評価

機構の「原子力科学研究所施設清掃業務請負契約」における民間競争入札実施要項（令和5年12月。以下「実施要項」という。）において定めた確保すべき対象業務の質の達成状況に対する当機構の評価は以下のとおりである（令和8年3月現在）。いずれの項目においても業務の質は設定どおり確保されている。

○原子力科学研究所施設清掃業務

最低限満たすべき水準	評価
通常清掃、管理区域清掃、定期清掃及び屋外清掃について、仕様書に示した回数の清掃を行うこと。	通常清掃、管理区域清掃、定期清掃および屋外清掃について、仕様書で定められた回数を実践しており、指示どおりの清掃が安定して行われている。毎月提出する作業報告書にも不備はなく、求められる水準を問題なく達成している。
通常清掃、定期清掃、屋外清掃及び構内維持作業によって発生するごみを可燃ごみと不燃ごみに分別し、ごみ袋にとりまとめ週1回一時保管場所より受注者の運搬車両に積込作業をして、ひたちなか・東海クリーンセンターに搬出すること。	通常清掃、定期清掃、屋外清掃および構内維持作業で発生したごみについて、可燃ごみと不燃ごみに適切に分別し、指定のごみ袋に確実に取りまとめため週1回、一時保管場所から運搬車両への積込作業を問題なく実施している。ひたちなか・東海クリーンセンターへの搬出も計画どおり行われており、求められる水準を問題なく達成している。
古紙回収について、月2回以上仕様書に示した作業を行うこと。	古紙回収について、仕様書で定められた月2回以上の作業を仕様書どおり実施しており、求められる水準を達成している。
仕様書9.に示す業務に必要な資格等を有する者を従事させること。	仕様書9.に定められた業務に必要な資格等※を有する者を適切に配置しており、仕様書に定める要件を満たしていることを確認している。 ※：放射線業務従事者、作業責任者認定制度現場責任者、建築物

環境衛生管理技術者もしくは清掃作業監督者並びに労働安全衛生法第 60 条に規定する教育またはそれに準ずる教育

4. 民間事業者からの改善提案による改善実施事項等

・漏電遮断器の導入

掃除機使用時の安全性向上を目的として、コンセントとプラグの間に漏電遮断機を受注者負担で導入したいと改善提案があった。当該提案を踏まえ、清掃作業における漏電防止対策を講じることで、作業員の安全確保および原子力科学研究所構内での事故防止が図られた。

・通常清掃のタイミングについて

一部の建家において、人の出入りが多い時間帯を避け、朝の早い時間帯に清掃作業を行うことができないかと改善提案があった。当該提案を踏まえ、清掃のタイミングをずらすことにより、清掃作業による利用者動線への影響が軽減され、建家利用者への支障が少ない環境が確保されるとともに、清掃作業者が周囲の通行等への配慮を軽減することができ、より質の高い作業を行うことが可能となった。

5. 実施経費の状況及び評価

実施経費については、市場化テスト前（令和 3 年度～令和 5 年度）の従来経費と、第 1 期（令和 6 年度～令和 8 年度）を比較すると、契約額で 14.7%（60,793,200 円）減少している（表 1 参照）。

これは、本事業内容の見直し（構内全施設の清掃頻度を減（清掃面積に換算して約 2 割減））が主な要因となっている。したがって、本事業経費の単純比較による評価が困難であることに鑑み、本事業の遂行に携わった人員における市場化テスト以前の一名あたりの時間単価と、第 1 期の一名あたりの時間単価（1 時間あたり）を算出することで従来経費との比較を行った（表 1 参照）。

市場化テスト前（令和 3 年度～令和 5 年度）の本事業の一名あたりの人件費単価 1,940 円に対し、第 1 期（令和 6 年度～令和 8 年度）の一名あたりの人件費単価は 2,157 円で 217 円（約 11.2%）増加している（表 1 参照）。

厚生労働省が公表している『地域別最低賃金改定状況（茨城県）』における賃金欄によると、最低賃金について令和 3 年から令和 5 年と令和 6 年及び令和 7 年の平均値を比較したところ約 13.8%の上昇が見られるところであり（表 3 参照）、第 1 期の人件費単価は、令和 3～5 年度の 1,940 円の約 13.8%増にあたる 2,207 円が見込まれるところ、2,157 円であったため実質的には 50 円（約 2.3%）の人件費の削減がなされたといえる（表 2 参照）。よって、実施経費の水準以上の経費削減効果があったものと評価できる。

<表 1：市場化テスト前後の比較表（税抜）>

	契約額 (3 ヶ年分)	年間	年間における 人件費相当額	各期の労働時 間数（平均）	1 時間あたり の人件費単価
市場化テスト前 (令和 3 年度～ 令和 5 年度)	413,593,200 円	137,864,400 円	126,559,519 円	65,250 時間	【a】 1,940 円
第 1 期 (令和 6 年度～ 令和 8 年度)	352,800,000 円	117,600,000 円	112,308,000 円	52,056 時間	【b】 2,157 円
増減額	△60,793,200 円	△20,264,400 円	△14,251,519 円	△13,194 時間	217 円

削減率	△14.7%	△14.7%	△11.3%	△20.2%	11.2%
-----	--------	--------	--------	--------	-------

<表2：人件費単価に係る比較（税抜）>

地域別最低賃金率を反映した人件費単価(=【a】+(【a】×【c】))	【d】 2,207 円
削減額【d】－【b】	50 円
削減率	2.3%

<表3：最低賃金改定状況及び上昇率（茨城県）>

調査年	最低賃金
令和3年～令和5年平均	914 円
令和6年～令和7年平均	1,040 円
上昇率	【c】 13.8%

出典：令和元年度から令和7年度までの地域別最低賃金改定状況
（厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/minimumchiran/index.html)

6. 全体評価と今後の取り組み

(1) 令和6年4月1日から令和8年3月末までの原子力科学研究所施設清掃業務請負契約については、重大な障害や問題は発生しておらず、仕様どおりかつ期限の定めがあるものは期限内に遅滞なく実施されていることから、設定したサービスの質は確保されていると評価できる。

- 1) 実施期間中に民間事業者が業務改善指示等を受ける、あるいは業務に係る法令違反行為等を行った事案はなかった。
- 2) 対象公共サービスの確保されるべき質に係る達成目標について、目標を達成している。
- 3) 機構では、監事及び外部有識者（公認会計士、弁護士等）で構成され、契約の点検・見直し等を行う「契約監視委員会」が設置されており、その枠組みの中で実施状況のチェックを受ける体制が整っている。

(2) 直近の2契約において課題となっていた「複数者からの入札があるものの、予定価格内の入札がないことから不落となっている」については、事業内容の見直し及び事業の詳細な情報の開示等により第1期の入札においては、第1回目の入札で契約締結となっていることは評価できる。

また、事業内容の見直し及び事業の詳細な情報の開示等により過去に入札実績のない事業者（2者）から技術提案書等が提出されたことから参入事業者の拡大に繋がったと評価できる。

(3) 経費については、市場化テスト実施前と、清掃面積減及び賃金上昇率を考慮し比較した結果、削減効果があったと認められる。

(4) 上述のとおり、本事業について総合的に判断すると良好な実施結果を得られていることから、次期事業においては、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会決定）に基づき、市場化テストを終了し、当機構の責任において実施したい。

なお、市場化テスト終了後においても、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳密にチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続き及び情報開示に関する事項等を踏

まえた上で、評価委員会等第三者チェック機能を維持し、引き続き法の趣旨に基づき公共サービスの質の向上、コストの削減等を図る努力をしてみたい。